



# 三重県公報

令和5年6月30日(金)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
<b>条 例</b>			
29	こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(障がい福祉課)	3
30	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	(警察本部)	11
31	三重県県税条例の一部を改正する条例	(税務企画課)	13
32	三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	51
<b>規 則</b>			
48	こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	(障がい福祉課)	55
49	三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	(住宅政策課)	57
<b>議 会 訓 令</b>			
2	三重県議会議員の請負の状況の公表に関する規程	(県議会)	58

**公布された条例のあらまし**

- ◎ **こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第 29 号）**
  - 1 こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行に伴い、関係条例の規定を整理することとしました。
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ **三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第 30 号）**
  - 1 道路交通法の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ **三重県県税条例の一部を改正する条例（条例第 31 号）**
  - 1 地方税法等の一部を改正する法律等による地方税法の一部改正等に鑑み、自動車税、公示送達等についての規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、公布の日、令和 6 年 1 月 1 日、令和 7 年 4 月 1 日、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日及び地方税法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日から施行することとしました。
- ◎ **三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 32 号）**
  - 1 半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正等に鑑み、県税の特例措置についての規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

**条 例**

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布します。

令和五年六月三十日

三重県知事 一見勝之

**三重県条例第二十九号**

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部改正)

第一条 三重県身体障害者総合福祉センター条例(昭和六十年三重県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用料金の額)</p> <p>第十八条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる額の総合福祉センターの施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 総合福祉センターで第二条第一号に掲げる事業に係る障害者総合支援法第五条第一項の障害福祉サービスの提供を受けた者 障害者総合支援法第二十九条第三項第一号の<b>主務大臣</b>が定める基準により算定した費用の額に同条第一項の特定費用を加算した額</p> <p>三〜五 (略)</p>	<p>(利用料金の額)</p> <p>第十八条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる額の総合福祉センターの施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 総合福祉センターで第二条第一号に掲げる事業に係る障害者総合支援法第五条第一項の障害福祉サービスの提供を受けた者 障害者総合支援法第二十九条第三項第一号の<b>厚生労働大臣</b>が定める基準により算定した費用の額に同条第一項の特定費用を加算した額</p> <p>三〜五 (略)</p>

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部改正)

第二条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例(平成十八年三重県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第三条 認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜三 (略)</p>	<p>(認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第三条 認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準は、<b>次のとおりとする。</b></p> <p>一〜三 (略)</p>

<p>四 教育及び保育の内容</p> <p>イ 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第六条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第十条第一項の規定に基づき幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関して内閣総理大臣及び文部科学大臣が定めるものをいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき保育所の保育内容に関して内閣総理大臣が定める指針をいう。）に基づかなければならず、また、子どもの集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園の事情に配慮したものでなければならぬ。</p> <p>ロ・ハ （略）</p> <p>五〇七 （略）</p>	<p>四 教育及び保育の内容</p> <p>イ 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第六条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第十条第一項の規定に基づき幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関して内閣総理大臣及び文部科学大臣が定めるものをいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき保育所の保育内容に関して厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づかなければならず、また、子どもの集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園の事情に配慮したものでなければならぬ。</p> <p>ロ・ハ （略）</p> <p>五〇七 （略）</p>
--	--

（三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員）</p> <p>第七十条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が</p>	<p>（職員）</p> <p>第七十条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定め</p>

<p>定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p>	<p>る医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p>
<p>一 五 (略)</p>	<p>一 五 (略)</p>
<p>2 5 (略)</p>	<p>2 5 (略)</p>
<p>(児童自立支援施設の長の資格等)</p>	<p>(児童自立支援施設の長の資格等)</p>
<p>第八十六条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則(令和五年内閣府令第三十八号)第十六条に規定する人材育成センター</p>	<p>第八十六条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則(平成十二年厚生労働省令第一号)第六百二十二条に規定する児童自立支援専門員養成所(第三号において「養成所」という。)において行われる児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p>
<p>(第三号において「センター」という。)</p>	<p>において行われる児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p>
<p>において行われる児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p>	<p>において行われる児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p>
<p>一・二 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p>
<p>三 児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に五年以上(センター</p>	<p>三 児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に五年以上(養成所</p>
<p>において行われる児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程を修了した者にあつては、三年以上)従事した者</p>	<p>において行われる児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程を修了した者にあつては、三年以上)従事した者</p>
<p>四 (略)</p>	<p>四 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

(三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第四条 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年三重県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者) 第六条 (略)</p>	<p>(従業者) 第六条 (略)</p>

<p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>3 七 （略）</p>	<p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>3 七 （略）</p>
---	---

（三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第五条 三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 指定障害福祉サービス等費用基準額</p> <p>指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第二十九条第一項に規定する特定費用をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の額を超える場合は、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 指定障害福祉サービス等費用基準額</p> <p>指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第二十九条第一項に規定する特定費用をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の額を超える場合は、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p>

六 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十二条の二によつて読み替えられた法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。

七（略）

（利用者負担額等の受領）

第四十四条 （略）

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した場合には、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3（略）

（利用者負担額に係る管理）

第四十五条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合には、当該指定療養介護及び他の指定障害福

六 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十二条の二によつて読み替えられた法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。

七（略）

（利用者負担額等の受領）

第四十四条 （略）

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した場合には、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3（略）

（利用者負担額に係る管理）

第四十五条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合には、当該指定療養介護及び他の指定障害福

<p>祉サービス等に係る利用者負担額合計額並びに指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項において規定する主務大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。</p>	<p>祉サービス等に係る利用者負担額合計額並びに指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項において規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。</p>
--	--

（三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第六条 三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項第一号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第二十九条第一項に規定する特定費用をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の額を超える場合は、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をい</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第二十九条第一項に規定する特定費用をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の額を超える場合は、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用</p>

う。 六 (略)	の額)をいう。 六 (略)
-------------	------------------

(三重県立子ども心身発達医療センター条例の一部改正)

第七条 三重県立子ども心身発達医療センター条例(平成二十八年三重県条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(診療等に係る使用料等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 センターにおいて、児童福祉法第七条第二項の障害児入所支援を受けた者は、次に掲げる使用料を納付しなければならない。</p> <p>一 児童福祉法第二十四条の二第二項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に同条第一項の入所特定費用(同項の治療に要する費用を除く。)を加算した額</p> <p>二 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(児童発達支援に係る使用料)</p> <p>第六条 センターにおいて、児童福祉法第六条の二の二第二項の児童発達支援の提供を受けた者は、同法第二十一条の五の三第二項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に同条第一項の通所特定費用を加算した額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(生活介護に係る使用料)</p> <p>第七条 センターにおいて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第七項の生活介護の提供を受けた者は、同法第二十九条第三項第一号の主務大臣が定める基準により算定した費用の額に同条第一項の特定費用を加算した額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(短期入所に係る使用料)</p>	<p>(診療等に係る使用料等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 センターにおいて、児童福祉法第七条第二項の障害児入所支援を受けた者は、次に掲げる使用料を納付しなければならない。</p> <p>一 児童福祉法第二十四条の二第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同条第一項の入所特定費用(同項の治療に要する費用を除く。)を加算した額</p> <p>二 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(児童発達支援に係る使用料)</p> <p>第六条 センターにおいて、児童福祉法第六条の二の二第二項の児童発達支援の提供を受けた者は、同法第二十一条の五の三第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同条第一項の通所特定費用を加算した額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(生活介護に係る使用料)</p> <p>第七条 センターにおいて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第七項の生活介護の提供を受けた者は、同法第二十九条第三項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同条第一項の特定費用を加算した額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(短期入所に係る使用料)</p>

<p>第八条 センターにおいて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第八項の短期入所の提供を受けた者は、同法第二十九条第三項第一号の<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額に同条第一項の特定費用を加算した額の使用料を納付しなければならない。</p>	<p>第八条 センターにおいて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第八項の短期入所の提供を受けた者は、同法第二十九条第三項第一号の<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額に同条第一項の特定費用を加算した額の使用料を納付しなければならない。</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年六月三十日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第三十号

三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

三重県警察関係手数料条例（平成十二年三重県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前																																
<p>（道路交通法関係手数料）</p> <p>第八条 道路交通法（昭和三十五年法律第一百五号。以下この条、別表第七、別表第八及び別表第九において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。</p> <p>一〜十四 （略）</p> <p>十五 法第九十一条又は第九十一条の二第二項に規定する運転することができる自動車及び<del>一般原動機付自転車</del>の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、三重県公安委員会の審査を受けようとするもの 審査手数料</p> <p>十六〜三十二 （略）</p> <p>2〜6 （略）</p> <p>別表第七（第八条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料の種別</th> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一〜二</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>十七 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>二十八</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>講習手数料</td> <td>法第八十条の二第一項第十五号又は十六号に掲げる講習時間</td> <td>講習一時間に</td> </tr> </tbody> </table>			手数料の種別	区分	手数料の額	一〜二	(略)	(略)	十七 (略)			二十八	(略)	(略)	講習手数料	法第八十条の二第一項第十五号又は十六号に掲げる講習時間	講習一時間に	<p>（道路交通法関係手数料）</p> <p>第八条 道路交通法（昭和三十五年法律第一百五号。以下この条、別表第七、別表第八及び別表第九において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。</p> <p>一〜十四 （略）</p> <p>十五 法第九十一条又は第九十一条の二第二項に規定する運転することができる自動車及び<del>原動機付自転車</del>の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、三重県公安委員会の審査を受けようとするもの 審査 手数料</p> <p>十六〜三十二 （略）</p> <p>2〜6 （略）</p> <p>別表第七（第八条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料の種別</th> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一〜二</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>十七 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>二十八</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>講習手数料</td> <td>法第八十条の二第一項第十五号に掲げる講習時間</td> <td>講習一時間に</td> </tr> </tbody> </table>			手数料の種別	区分	手数料の額	一〜二	(略)	(略)	十七 (略)			二十八	(略)	(略)	講習手数料	法第八十条の二第一項第十五号に掲げる講習時間	講習一時間に
手数料の種別	区分	手数料の額																																	
一〜二	(略)	(略)																																	
十七 (略)																																			
二十八	(略)	(略)																																	
講習手数料	法第八十条の二第一項第十五号又は十六号に掲げる講習時間	講習一時間に																																	
手数料の種別	区分	手数料の額																																	
一〜二	(略)	(略)																																	
十七 (略)																																			
二十八	(略)	(略)																																	
講習手数料	法第八十条の二第一項第十五号に掲げる講習時間	講習一時間に																																	

料	掲げる講習	つき 二千円	料		つき 二千円
二十九 ～三十 二 (略)		(略)	二十九 ～三十 二 (略)		(略)
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この条例は、令和五年七月一日から施行する。

三重県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年六月三十日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第三十二号

三重県県税条例の一部を改正する条例

(三重県県税条例の一部改正)

第一条 三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第六十九条 (略)</p> <p>2 前項の申告をする者は、規則に定める様式による申告書に、前条第一項第一号、第二項第一号又は第三項の規定の適用があるべきことを証明するに足る書類を添えて、当該不動産取得税の納期限までに知事に提出しなければならない。</p> <p>3 知事は、第一項の規定により徴収猶予をした場合には、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。</p> <p>(軽油引取税のみならず課税)</p> <p>第一百十六条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づきオーストラリア軍隊(同協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。第一百十六条の五の二及び第一百十六条の二十四第五項において同じ。)が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第</p>	<p>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第六十九条 (略)</p> <p>2 知事は、前項の規定により徴収猶予をした場合には、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。</p> <p>(軽油引取税のみならず課税)</p> <p>第一百十六条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p>

<p>一項（第六号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。</p>	<p>（製造等の承認を受ける義務等）</p>
<p>第一百十六条の五（略）</p>	<p>第一百十六条の五（略）</p>
<p>第一百十六条の五の二 オーストラリア軍隊が、第一百十六条の二第三項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第一百十六条第五項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。</p>	<p>（製造等の承認を受ける義務等）</p>
<p>（製造等の承認を受ける義務等）</p>	<p>（製造等の承認を受ける義務等）</p>
<p>第一百十六条の二十四（略）</p>	<p>第一百十六条の二十四（略）</p>
<p>2 ～ 4（略）</p>	<p>2 ～ 4（略）</p>
<p>5 オーストラリア軍隊が自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。</p>	<p>（環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税）</p>
<p>（環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税）</p>	<p>（環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税）</p>
<p>第二百二十六条 次に掲げる自動車に対しては、環境性能割を課さない。</p>	<p>第二百二十六条 次に掲げる自動車に対しては、環境性能割を課さない。</p>
<p>一 ～ 三（略）</p>	<p>一 ～ 三（略）</p>
<p>四 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、前号に掲げる自動車に該当するものを除く。第二百三十一条第一項第一号及び第二項第一号において同じ。）</p>	<p>四 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、前号に掲げる自動車に該当するものを除く。第二百三十一条第一項第一号及び第二項第一号において同じ。）</p>
<p>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p>	<p>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p>
<p>(1)（略）</p>	<p>(1)（略）</p>
<p>(2) エネルギー消費効率（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭</p>	<p>(2) エネルギー消費効率（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）</p>

和五十四年法律第四十九号) 第百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条並びに第百三十一条第一項及び第二項において同じ。)が同法第百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー効率(以下この条及び第百三十一条において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第百三十一条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。

(3) (略)

ロ (略)

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1)・(2) (略)

ニ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化

第百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条並びに第百三十一条第一項及び第二項において同じ。)が同法第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー効率(以下この条及び次項並びに第百三十一条第四項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第百三十一条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) (略)

ロ (略)

ハ 車両総重量が一・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1)・(2) (略)

ニ 車両総重量が一・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化

<p>物の値の二分の一を超えないこと。</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。</p>	<p>ホ 車両総重量が三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和四年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百三十一条において「令和四年度基準エネルギー消費効率」という。）以上（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上）であること。</p>
---	--

<p>物の値の四分の一を超えないこと。</p> <p>(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百三十一条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。</p>	<p>ホ 車両総重量が一・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ク 車両総重量が一・五トンを超え三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。</p> <p>(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車</p>
---	--

<p>べ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和四年</p>	<p>基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和二年</p>
<p>度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。</p>	<p>度基準エネルギー消費効率以上であること。</p>
<p>五 次に掲げる石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。第百三十一条第一項第二号及び第二項第二号において同じ。)</p>	<p>ト 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が平成二十</p>
<p>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二</p>	<p>七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>五 次に掲げる石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。第百三十一条第一項第二号及び第二項第二号において同じ。)</p> <p>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二</p>
<p>年度の基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>ロ (略)</p>	<p>ロ (略)</p>
<p>六 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。第百三十一条第一項第三号及び第二項第三号において同じ。)</p>	<p>六 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。第百三十一条第一項第三号及び第二項第三号において同じ。)</p>
<p>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれ</p>	<p>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれ</p>

にも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) (略)

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。

(3) (略)

ロ (略)

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) (略)

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) (略)

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が一・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の

にも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) (略)

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) (略)

ロ (略)

ハ 車両総重量が一・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) (略)

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が一・五トンを超え三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) (略)

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

	値の十分の九を超えないこと。
(2)	エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率以上であること。
㍑	車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの (1) (略) (2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
㍓	車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの (1) 次のいずれかに該当すること。 (i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(第百三十一条第一項第三号ト(1)(i)及び第二項第三号ホ(1)(i)において「平成二十八年軽油重量車基準」という。)に適合すること。 (ii) (略) (2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第三項及び第百三十一条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分

	値の十分の九を超えないこと。
(2)	エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率以上であること。
㍑	車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの (1) (略) (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。
㍓	車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの (1) 次のいずれかに該当すること。 (i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(第百三十一条第一項第三号ホ(1)(i)及び第二項第三号ニ(1)(i)において「平成二十八年軽油重量車基準」という。)に適合すること。 (ii) (略) (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

の百十五を乗じて得た数値以上であること。

2 前項（第四号イ、ロ及びホに係る部分に限る。）の規定は、令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法並びに令和四年度基準エネルギー消費効率及び令和二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車（第三百三十一条第四項において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四号イ (2)	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第三百三十一条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の八十	平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第三百三十一条において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百七十三
(略)	(略)	(略)

2 前項（第四号イからニまでに係る部分に限る。）の規定は、令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法並びに令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年

第四号イ (2)	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第三百三十一条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の七十五	平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第三百三十一条において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百六十二
(略)	(略)	(略)

第四号ハ (2)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率
-------------	------------------	--------------------

第四号イ	令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百五	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十三
(2)		

3 第一項（第四号イ及びロ、第五号並びに第六号イ及びロに係る部分に限る。）の規定は、令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車（第三百三十一条第五項において「令和二年度基準エネルギー消費効率等算定自動車」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第一項の規

第四号ロ	基準エネルギー消費効率に百分の百五	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十七
(2)	第一消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第三百三十一条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十七

3 第一項（第四号イ及びロ、第五号並びに第六号イ及びロに係る部分に限る。）の規定は、令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車（第三百三十一条第五項において「令和二年度基準エネルギー消費効率等算定自動車」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第一項の規

定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四号イ	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第百三十一条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の八十	令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第百三十一条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十六
(略)	(略)	(略)
第五号イ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十六
(略)	(略)	(略)
第六号イ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十六
(略)	(略)	(略)

(環境性能割の税率)

第百三十一条 次に掲げる自動車(第百二十六条第一項(同条第二項又は第三項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四号イ	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第百三十一条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の七十五	令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第百三十一条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百九
(略)	(略)	(略)
第五号イ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
(略)	(略)	(略)
第六号イ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
(略)	(略)	(略)

(環境性能割の税率)

第百三十一条 次に掲げる自動車(第百二十六条第一項(同条第二項又は第三項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

<p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>ニ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。</p> <p>(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。</p>
--

<p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ハ 車両総重量が一・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>ニ 車両総重量が一・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</p> <p>(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。</p> <p>(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。</p>
---

<p>ホ 車両総重量が三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度基準エネルギー消費効率）以上であること。</p>	<p>ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。</p>
<p>ク 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率以上であること。</p>	<p>ク 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。</p>
<p>二 次に掲げる石油ガス自動車</p> <p>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。</p>	<p>二 次に掲げる石油ガス自動車</p> <p>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。</p>

<p>(3) (略)</p> <p>三 次に掲げる軽油自動車</p> <p>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。</p> <p>(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和二十一年度基準エネルギー消費効率以上であること。</p> <p>ニ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準</p>	<p>(3) (略)</p> <p>三 次に掲げる軽油自動車</p> <p>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p>
--	--

<p>(2) エネルギー消費効率が令和二年 度基準エネルギー消費効率に百分 の百五を乗じて得た数値以上であ ること。</p>	
<p>ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・ 五トン以下のトラックのうち、次のい ずれにも該当するもので施行規則で 定めるもの</p>	<p>ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・ 五トン以下のバス又はトラックのう ち、次のいずれにも該当するもので施 行規則で定めるもの</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和四年 度基準エネルギー消費効率に百分 の九十五を乗じて得た数値以上で あること。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が平成二十 七年度基準エネルギー消費効率に 百分の百十を乗じて得た数値以上 であること。</p>
<p>ベ 車両総重量が二・五トンを超え三・ 五トン以下のトラックのうち、次のい ずれにも該当するもので施行規則で 定めるもの</p>	<p>ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・ 五トン以下のバス又はトラックのう ち、次のいずれにも該当するもので施 行規則で定めるもの</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和四年 度基準エネルギー消費効率以上で あること。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が平成二十 七年度基準エネルギー消費効率に 百分の百十五を乗じて得た数値以 上であること。</p>
<p>ト 車両総重量が三・五トンを超えるバ ス又はトラックのうち、次のいずれに も該当するもので施行規則で定める もの</p>	<p>ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバ ス又はトラックのうち、次のいずれに も該当するもので施行規則で定める もの</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が平成二十 七年度基準エネルギー消費効率に 百分の百十を乗じて得た数値以上 であること。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が平成二十 七年度基準エネルギー消費効率に 百分の百五を乗じて得た数値以上 であること。</p>
<p>2 次に掲げる自動車(第二百二十六条第一項 及び前項(第四項又は第五項において準用 する場合を含む。)の規定の適用を受ける ものを除く。)に対して課する環境性能割 の税率は、百分の二とする。</p>	<p>2 次に掲げる自動車(第二百二十六条第一項 及び前項(第四項又は第五項において準用 する場合を含む。)の規定の適用を受ける ものを除く。)に対して課する環境性能割 の税率は、百分の二とする。</p>
<p>一 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれ</p>	<p>一 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当</p>

<p>にも該当するもので施行規則で定めるもの (1) (3) (略)</p>	<p>するもので施行規則で定めるもの (1) (3) (略)</p>
<p>ロ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p>	<p>ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。</p>	<p>(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。</p>
<p>(3) エネルギー消費効率が令和二年基準エネルギー消費効率以上であること。</p>	
<p>ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p>	<p>ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p>
<p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p>	<p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p>
<p>(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。</p>	<p>(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</p>
<p>(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</p>	<p>(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。</p>
<p>(2) エネルギー消費効率が令和二年基準エネルギー消費効率以上であること。</p>	<p>(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。</p>
<p>ニ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p>	

<p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</p> <p>(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。</p>	
<p>ホ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。</p>	<p>ニ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。</p>
<p>二 次に掲げる石油ガス自動車</p> <p>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</p>	<p>二 石油ガス自動車(乗用車に限る。)のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>イ 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</p>

(ii)	平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(2)	エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。
(3)	エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
ロ	自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
(1)	次のいずれかに該当すること。
(i)	平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
(ii)	平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(2)	エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。
(3)	エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
三	次に掲げる軽油自動車
イ	営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(2)	平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
ロ	エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。
ハ	エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
三	次に掲げる軽油自動車
イ	乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

<p>るもの (1) (3) (略)</p>
<p>ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p>
<p>(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。</p>
<p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。</p>
<p>(3) エネルギー消費効率が令和二年基準エネルギー消費効率以上であること。</p>
<p>ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p>
<p>(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。</p>
<p>(2) エネルギー消費効率が令和二年基準エネルギー消費効率以上であること。</p>
<p>ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p>
<p>(1) (略)</p>
<p>(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。</p>

<p>(1) (3) (略)</p>
<p>ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p>
<p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p>
<p>(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。</p>
<p>(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。</p>
<p>(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。</p>
<p>ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p>
<p>(1) (略)</p>
<p>(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。</p>

ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの  
 (1) (略)  
 (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

3

(略)  
 4 第一項(第一号イ、ロ及びホに係る部分に限る。)及び第二項(第一号イ、ロ及び二に係る部分に限る。)の規定は、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	第二百二十六条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び次項第一号において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百五十一
(略)	(略)	(略)
第一項第一号イ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	第二百二十六条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び次項第一号において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百五十一
(略)	(略)	(略)
第一項第一号イ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	第二百二十六条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び次項第一号において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百五十一
(略)	(略)	(略)
第一項第一号イ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	第二百二十六条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び次項第一号において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百五十一
(略)	(略)	(略)

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの  
 (1) (略)  
 (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

3

(略)  
 4 第一項(第一号イからニまでに係る部分に限る。)及び第二項(第一号イ及びロに係る部分に限る。)の規定は、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	第二百二十六条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び次項第一号において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百四十一
(略)	(略)	(略)
第一項第一号イ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	第二百二十六条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び次項第一号において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百四十一
(略)	(略)	(略)
第一項第一号イ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	第二百二十六条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び次項第一号において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百四十一
(略)	(略)	(略)
第一項第一号イ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	第二百二十六条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び次項第一号において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百四十一
(略)	(略)	(略)

第一項第一号ロ(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十	平成二十二年 度基準エネルギー消費効率に百分の百七十三
第一項第一号ロ(3)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年 度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第一項第一号ホ(2)	令和四年度基準エネルギー消費効率)	平成二十二年 度基準エネルギー消費効率に百分の百五十五を乗じて得た数値)
(略)	(略)	(略)
第二項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	平成二十二年 度基準エネルギー消費効率に百分の百五十一
第二項第一号ロ(3)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年 度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第一号ニ(2)	令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五	平成二十二年 度基準エネルギー消費効率に百分の百四十七

5 第一項（第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。）の規定は、令和二年度基準エネルギー消費効率等算定自動車について準用する。この場合に

第一項第一号ロ(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	平成二十二年 度基準エネルギー消費効率に百分の百六十二
第一項第一号ロ(3)及びハ(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年 度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第一項第一号ニ(2)	平成二十七年 度基準エネルギー消費効率に百分の百二十	平成二十二年 度基準エネルギー消費効率に百分の百五十一
(略)	(略)	(略)
第二項第一号ロ(2)	平成二十七年 度基準エネルギー消費効率に百分の百十五	平成二十二年 度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四

5 第一項（第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イ、第二号及び第三号イに係る部分に限る。）の規定は、令和二年度基準エネルギー消費効率等算定自動車について準用する。この場合において、次の

において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第 一号イ (2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に 百分の百二
第一項第 一号ロ (2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の八十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に 百分の百十六
第一項第 二号イ (2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に 百分の百二
第一項第 二号ロ (2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の八十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に 百分の百十六
第一項第 三号イ (2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に 百分の百二
第一項第 三号ロ (2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の八十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に 百分の百十六
第二項第 一号イ (2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の六十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に 百分の八十七
第二項第 一号ロ (2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に 百分の百二
第二項第 二号イ (2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に百

表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第 一号イ (2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の六十五	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に 百分の九十四
第一項第 一号ロ (2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十五	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に 百分の百九
第一項第 二号イ (2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の六十五	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に 百分の九十四
第一項第 二号ロ (2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十五	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に 百分の百九
第一項第 三号イ (2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の六十五	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に 百分の九十四
第一項第 三号ロ (2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十五	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に 百分の百九
第二項第 一号イ (2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に百
第二号 ロ及び第 三号イ (2)	百分の六十	百分の八十七

第二項第 一 号ロ(2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に百 分の百二
第二項第 三 号イ(2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の六十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に百 分の八十七
第二項第 三 号ロ(2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に百 分の百二

附 則

(軽油引取税の課税免除の特例)

第十七条の九 令和六年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第百十六条第一項及び第二項の規定にかかわらず、法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する法第百四十四条の二十一第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する法第百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による承認があつた場合に限りに、軽油引取税を課さないものとする。

一 (略)

二 自衛隊又は第百十六条の二第三項に規定するオーストラリア軍隊(第六項において「オーストラリア軍隊」という。)が通信の用に供する機械、自動車(令で定めるものを除く。)その他これらに類するものとして令で定めるものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

三〜五 (略)

2〜5 (略)

6 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つたオーストラリア軍隊の船舶の使用

第二項第 一 号ロ(2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に百 分の百二
第二項第 三 号イ(2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の六十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に百 分の八十七
第二項第 三 号ロ(2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に百 分の百二

附 則

(軽油引取税の課税免除の特例)

第十七条の九 令和六年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第百十六条第一項及び第二項の規定にかかわらず、法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する法第百四十四条の二十一第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する法第百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による承認があつた場合に限りに、軽油引取税を課さないものとする。

一 (略)

二 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車(令で定めるものを除く。)その他これらに類するものとして令で定めるものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

三〜五 (略)

2〜5 (略)

<p>者が、令和六年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第百十六条の二第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。</p>
--

第二条 三重県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公示送達)</p> <p>第十四条 法第二十条の二の規定による公示送達は、<u>施行規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに</u>、県庁又は課税地を所管する県税事務所若しくは自動車税事務所の掲示場に掲示し、又は県庁又は課税地を所管する県税事務所若しくは自動車税事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすること<u>ができる状態に置く措置をとることによ</u>つて行なうものとする。</p> <p>(環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税)</p> <p>第二百二十六条 次に掲げる自動車に対しては、環境性能割を課さない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、前号に掲げる自動車に該当するものを除く。第百三十一条第一項第一号及び第二項第一号において同じ。)</p> <p>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギー</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第十四条 法第二十条の二の規定による公示送達は、<u>県庁又は課税地を所管する県税事務所若しくは自動車税事務所の掲示場に</u>掲示して行なうものとする。</p> <p>(環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税)</p> <p>第二百二十六条 次に掲げる自動車に対しては、環境性能割を課さない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、前号に掲げる自動車に該当するものを除く。第百三十一条第一項第一号及び第二項第一号において同じ。)</p> <p>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギー</p>

ギへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条並びに第三百三十一条第一項及び第二項において同じ。）が同法第四百九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー効率（以下この条及び第三百三十一条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第三百三十一条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上であること。

(3) (略)

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) (略)

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) (略)

ハ、ヘ (略)

五 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。第三百三十一条第一項第二号及び第二項第二号において同じ。）

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定め

ギへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条並びに第三百三十一条第一項及び第二項において同じ。）が同法第四百九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー効率（以下この条及び第三百三十一条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第三百三十一条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。

(3) (略)

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) (略)

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) (略)

ハ、ヘ (略)

五 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。第三百三十一条第一項第二号及び第二項第二号において同じ。）

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定め

るもの (1) (略) (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上であること。 (3) (略)	るもの (1) (略) (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。 (3) (略)
ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの (1) (略) (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。 (3) (略)	るもの (1) (略) (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。 (3) (略)
六 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。第百三十一条第一項第三号及び第二項第三号において同じ。)	六 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。第百三十一条第一項第三号及び第二項第三号において同じ。)
イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの (1) (略) (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上であること。 (3) (略)	るもの (1) (略) (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。 (3) (略)
ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの (1) (略) (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。 (3) (略)	るもの (1) (略) (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。 (3) (略)

るもの (1) (略) (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。 (3) (略)	るもの (1) (略) (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。 (3) (略)
ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの (1) (略) (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。 (3) (略)	るもの (1) (略) (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。 (3) (略)
六 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。第百三十一条第一項第三号及び第二項第三号において同じ。)	六 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。第百三十一条第一項第三号及び第二項第三号において同じ。)
イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの (1) (略) (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。 (3) (略)	るもの (1) (略) (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上であること。 (3) (略)
ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの (1) (略) (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。 (3) (略)	るもの (1) (略) (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。 (3) (略)

ハ、ヘ (略)

ト 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) (略)

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第四項及び第一百三十一条において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

2 前項(第四号イ、ロ及びホに係る部分に限る。)の規定は、令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法並びに令和四年度基準エネルギー消費効率及び令和二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車(第一百三十一条第四項において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四号イ	令和十二年度	平成二十二年度
(2)	以降の各年度において適用されるべきもの	度以降の各年度において適用されるべきもの

ハ、ヘ (略)

ト 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) (略)

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第三項及び第一百三十一条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

2 前項(第四号イ、ロ及びホに係る部分に限る。)の規定は、令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法並びに令和四年度基準エネルギー消費効率及び令和二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車(第一百三十一条第四項において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四号イ	令和十二年度	平成二十二年度
(2)	以降の各年度において適用されるべきもの	度以降の各年度において適用されるべきもの

	のとして定められたもの(以下この条及び第百三十一条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の九十	ものとして定められたもの(以下この号において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百九十四
(略)	(略)	(略)
第四号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の二百五
(略)	(略)	(略)

3 第一項(第四号イ及びロ、第五号並びに第六号イ及びロに係る部分に限る。)の規定は、令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和二年度基準エネルギー消費効率及び基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車(第百三十一条第五項において「令和二年度基準エネルギー消費効率等算定自動車」という。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四号イ(2)	令和十二年度以降の各年度	令和二年度以降の各年度に
---------	--------------	--------------

	のとして定められたもの(以下この条及び第百三十一条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の八十	ものとして定められたもの(以下この号において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百七十三
(略)	(略)	(略)
第四号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百八十四
(略)	(略)	(略)

3 第一項(第四号イ及びロ、第五号並びに第六号イ及びロに係る部分に限る。)の規定は、令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車(第百三十一条第五項において「令和二年度基準エネルギー消費効率等算定自動車」という。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四号イ(2)	令和十二年度以降の各年度	令和二年度以降の各年度に
---------	--------------	--------------

4	<p>第一項（第六号トに係る部分に限る。）          の規定は、令和七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法により</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="798 170 837 2016"></td> <td data-bbox="837 170 973 2016"> <p>において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百三十一条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十</p> </td> <td data-bbox="973 170 1093 2016"> <p>において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百三十一条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の八十</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 739 837 929">(2)</td> <td data-bbox="837 739 973 929"> <p>第四号ロ 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五</p> </td> <td data-bbox="973 739 1093 929"> <p>第四号ロ 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 929 837 1120">(2)</td> <td data-bbox="837 929 973 1120"> <p>第五号イ 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十</p> </td> <td data-bbox="973 929 1093 1120"> <p>第五号イ 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 1120 837 1310">(2)</td> <td data-bbox="837 1120 973 1310"> <p>第五号ロ 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五</p> </td> <td data-bbox="973 1120 1093 1310"> <p>第五号ロ 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 1310 837 1500">(2)</td> <td data-bbox="837 1310 973 1500"> <p>第六号イ 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十</p> </td> <td data-bbox="973 1310 1093 1500"> <p>第六号イ 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 1500 837 1691">(2)</td> <td data-bbox="837 1500 973 1691"> <p>第六号ロ 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五</p> </td> <td data-bbox="973 1500 1093 1691"> <p>第六号ロ 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五</p> </td> </tr> </table>		<p>において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百三十一条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十</p>	<p>において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百三十一条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の八十</p>	(2)	<p>第四号ロ 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五</p>	<p>第四号ロ 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五</p>	(2)	<p>第五号イ 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十</p>	<p>第五号イ 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十</p>	(2)	<p>第五号ロ 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五</p>	<p>第五号ロ 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五</p>	(2)	<p>第六号イ 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十</p>	<p>第六号イ 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十</p>	(2)	<p>第六号ロ 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五</p>	<p>第六号ロ 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五</p>
	<p>において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百三十一条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十</p>	<p>において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百三十一条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の八十</p>																		
(2)	<p>第四号ロ 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五</p>	<p>第四号ロ 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五</p>																		
(2)	<p>第五号イ 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十</p>	<p>第五号イ 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十</p>																		
(2)	<p>第五号ロ 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五</p>	<p>第五号ロ 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五</p>																		
(2)	<p>第六号イ 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十</p>	<p>第六号イ 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十</p>																		
(2)	<p>第六号ロ 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五</p>	<p>第六号ロ 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五</p>																		

エネルギー消費効率を算定している自動車（第百三十一条第六項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）について準用する。この場合において、同号ト(2)中「令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第四項及び第百三十一条において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五」とあるのは、「平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百十五」と読み替えるものとする。

（環境性能割の税率）

第百三十一条 次に掲げる自動車（第百二十六条第一項（同条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) (略)

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。

(3) (略)

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) (略)

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) (略)

（環境性能割の税率）

第百三十一条 次に掲げる自動車（第百二十六条第一項（同条第二項又は第三項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) (略)

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3) (略)

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) (略)

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。

(3) (略)

<p>ハクヘ (略)</p> <p>二 次に掲げる石油ガス自動車</p> <p>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>三 次に掲げる軽油自動車</p> <p>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>ハクヘ (略)</p> <p>二 次に掲げる石油ガス自動車</p> <p>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>三 次に掲げる軽油自動車</p> <p>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p>
--	--

<p>ハクヘ (略)</p> <p>ト 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和七年度基準エネルギー消費効率以上であること。</p>	<p>ハクヘ (略)</p> <p>ト 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。</p>
<p>2 次に掲げる自動車(第百二十六条第一項及び前項(第四項から第六項まで)において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。</p> <p>一 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>2 次に掲げる自動車(第百二十六条第一項及び前項(第四項又は第五項)において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。</p> <p>一 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>ハクホ (略)</p> <p>二 次に掲げる石油ガス自動車</p> <p>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p>	<p>ハクホ (略)</p> <p>二 次に掲げる石油ガス自動車</p> <p>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p>

<p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>三 次に掲げる軽油自動車</p> <p>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p>
--

<p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>三 次に掲げる軽油自動車</p> <p>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p>
--

	(1) (略)	
	(2) エネルギー消費効率が令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。	
3	第百二十六条第一項及び前二項（これらの規定を次項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。	
4	第一項（第一号イ、ロ及びホに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イ、ロ及びニに係る部分に限る。）の規定は、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第一項第 一 号 イ	令和十二年度 (2) 基準エネルギー消費効率に百分の八十	第百二十六条 第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第一号において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百七十三
(略)	(略)	(略)
第一項第	令和十二年度	平成二十二年度

	(1) (略)	
	(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。	
3	第百二十六条第一項及び前二項（これらの規定を次項又は第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。	
4	第一項（第一号イ、ロ及びホに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イ、ロ及びニに係る部分に限る。）の規定は、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第一項第 一 号 イ	令和十二年度 (2) 基準エネルギー消費効率に百分の七十	第百二十六条 第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第一号において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十一
(略)	(略)	(略)
第一項第	令和十二年度	平成二十二年度

第一号ロ(2)	基準エネルギー消費効率に百分の八十五	度基準エネルギー消費効率に百分の百八十四
(略)	(略)	(略)
第二項第一号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十一
(略)	(略)	(略)
第二項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十二
(略)	(略)	(略)

5 第一項(第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。)及び第二項(第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。)の規定は、令和二年度基準エネルギー消費効率等算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十六
第一項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十三
第一項第二号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十六
第一項第一号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十六

第一号ロ(2)	基準エネルギー消費効率に百分の八十	度基準エネルギー消費効率に百分の百七十三
(略)	(略)	(略)
第二項第一号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十一
(略)	(略)	(略)
第二項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十一
(略)	(略)	(略)

5 第一項(第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。)及び第二項(第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。)の規定は、令和二年度基準エネルギー消費効率等算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百一
第一項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十六
第一項第二号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百一
第一項第一号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百一



の場合において、第一項第三号ト(2)中「令和七年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項第三号ホ(2)において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十を乗じて得た数値」と、第二項第三号ホ(2)中「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」とあるのは「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」と読み替えるものとする。

附 則

(環境性能割の税率の特例)

第十七条の十三 営業用の自動車に対する  
 第一百三十一条第一項及び第二項(これらの規定を同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。)並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項(第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。)	百分の一	百分の〇・五
第二項(第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。)	百分の二	百分の一
(略)	(略)	(略)

(種別割の税率の特例)

第十八条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(第二百二十六条第一項第一号に規定する電気自動車をいう。第三項第一号及び次条第二項において同じ。)、天然ガス自動車(第二百二十六条第一項第二号に規定する天然ガス自動車をいう。第三項第二号及び次条第二項において同じ。)、メタノール

附 則

(環境性能割の税率の特例)

第十七条の十三 営業用の自動車に対する  
 第一百三十一条第一項及び第二項(これらの規定を同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。)並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項(第四項又は第五項において準用する場合を含む。)	百分の一	百分の〇・五
第二項(第四項又は第五項において準用する場合を含む。)	百分の二	百分の一
(略)	(略)	(略)

(種別割の税率の特例)

第十八条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(第二百二十六条第一項第一号に規定する電気自動車をいう。第三項第一号及び次条第二項において同じ。)、天然ガス自動車(第二百二十六条第一項第二号に規定する天然ガス自動車をいう。第三項第二号及び次条第二項において同じ。)、メタノール

<p>自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(第百二十六条第一項第三号に規定する電力併用自動車をいう。次条第二項において同じ。)並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。同条において同じ。)、自家用の特殊用途車(キャンピング車に限る。)、第百三十七条の五第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る同項、同条第二項及び第四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>一 (略)</p>	<p>自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(第百二十六条第一項第三号に規定する電力併用自動車をいう。次条第二項において同じ。)並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。同条において同じ。)、自家用の特殊用途車(キャンピング車に限る。)、第百三十七条の五第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る同項、同条第二項及び第四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>一 (略)</p>
<p>二 第百二十六条第一項第六号に規定する軽油自動車(第三項第六号及び第四項第三号において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十七年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度</p> <p>(略)</p> <p>2 5 (略)</p>	<p>二 軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十七年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度</p> <p>(略)</p> <p>2 5 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中三重県県税条例第六十九条の改正規定及び同条例第百二十六条第一項第四号イ(2)の改正規定(「百分の七十五」を「百分の八十」に改める部分を除く。) 公

布の日

- 二 第一条(前号及び第四号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第五項の規定 令和六年一月一日
  - 三 第二条(第五号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第六項の規定 令和七年四月一日
  - 四 第一条中三重県県税条例第百十六条の二に一項を加える改正規定、同条例第百十六条の五の次に一条を加える改正規定及び同条例第百十六条の二十四に一項を加える改正規定並びに同条例附則第十七条の九の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日
  - 五 第二条中三重県県税条例第十四条の改正規定及び次項の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第一号)附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日(公示送達に関する経過措置)
- 2 第二条の規定による改正後の三重県県税条例(附則第六項において「七年新条例」という。)第十四条の規定は、前項第五号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。(軽油引取税に関する経過措置)
  - 3 第一条の規定による改正後の三重県県税条例(次項及び附則第五項において「新条例」という。)第百十六条の二第三項及び第百十六条の五の二の規定は、附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。
  - 4 新条例附則第十七条の九第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第六項の規定は、附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。(自動車税に関する経過措置)
  - 5 新条例第百二十六条及び第百三十一条の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
  - 6 七年新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年六月二十日

三重県知事 一 見 勝 之

**三重県条例第三十二号**

三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例

(三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正)

第一条 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例(昭和六十一年三重県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(不均一課税)</p> <p>第二条 知事は、計画区域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める税率によつて課税することができる。</p> <p>一 事業税 認定産業振興促進計画に記載された法第九条の二第二項第四号に掲げる計画期間(以下この条において「計画期間」という。)の初日から令和七年三月三十一日までの間(当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなつた地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、同月三十一日前に法第九条の七第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日まで(の期間とする。))に、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第三項の表の第二号の規定の適用を受ける</p>	<p>(不均一課税)</p> <p>第二条 知事は、計画区域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める税率によつて課税することができる。</p> <p>一 事業税 認定産業振興促進計画に記載された法第九条の二第二項第四号に掲げる計画期間(以下この条において「計画期間」という。)の初日から令和五年三月三十一日までの間(当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなつた地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、同月三十一日前に法第九条の七第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日まで(の期間とする。))に、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第三項の表の第二号の規定の適用を受ける</p>

<p>法第十七条に掲げる事業の用に供する施設又は設備（同法第十二条第四項の表の第一号の上欄又は第四十五条第三項の表の第一号の上欄に掲げる地区内において営む当該事業の用に供する施設又は設備を除く。）であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税については、三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下この条において「県税条例」という。）第四十三条又は第四十八条の四に規定する税率の十分の一の税率</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>法第十七条に掲げる事業の用に供する施設又は設備であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税については、三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下この条において「県税条例」という。）第四十三条又は第四十八条の四に規定する税率の十分の一の税率</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>二・三 （略）</p>
--	--

（三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正）

第二条 三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例（平成五年三重県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（課税免除）</p> <p>第二条 知事は、離島振興対策実施地域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める県税の課税を免除することができる。</p> <p>一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税</p> <p>イ 法第二条第二項の規定による公示</p>	<p>（課税免除）</p> <p>第二条 知事は、離島振興対策実施地域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める県税の課税を免除することができる。</p> <p>一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税</p> <p>イ 法第二条第二項の規定による公示</p>

の日（以下この条において「公示日」という。）から令和七年三月三十一日までの間に、法第四条第一項に規定する離島振興計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業の振興を促進する区域（以下この号において「産業振興促進区域」という。）内において、当該離島振興計画において振興すべき業種の用に供する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第四項の表の第三号又は第四十五条第三項の表の第三号の規定の適用を受ける設備（同法第十二条第四項の表の第一号の上欄又は第四十五条第三項の表の第一号の上欄に掲げる地区（以下この号において「過疎地区」という。）内において営む当該事業の用に供する設備を除く。）（法第二十条に掲げる事業の用に供する一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）に限る。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち、当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税

(1)・(2) (略)

ロ 産業振興促進区域内において、畜産業、水産業又は新炭製造業（過疎地区内において営む畜産業又は水産業を

の日（以下この条において「公示日」という。）から令和五年三月三十一日までの間に、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第四項の表の第三号又は第四十五条第三項の表の第三号の規定の適用を受ける設備（法第二十条に掲げる事業の用に供する一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）に限る。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち、当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税

(1)・(2) (略)

ロ 畜産業、水産業又は新炭製造業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によつてこれらの事業を行つ

<p>除く。)を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によつてこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるものについて、公示日の属する年以後の各年のその者の所得金額に対して課する事業税(課税免除をした最初の年度から五箇年度に限る。)</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>た日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるものについて、公示日の属する年以後の各年のその者の所得金額に対して課する事業税(課税免除をした最初の年度から五箇年度に限る。)</p> <p>二・三 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の規定は、令和五年四月一日以後に新設され、又は増設された施設又は設備について適用し、同年三月三十一日以前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。
- 3 第二条の規定による改正後の三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の規定は、令和五年四月一日以後に新設され、又は増設された設備について適用し、同年三月三十一日以前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

規 則

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布します。

令和五年六月三十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十八号

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(乳児院の長の資格等)</p> <p>第十五条 条例第二十九条第一項の規則で定める者は、<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準</u>第二十二条の二等の規定に基づきこども家庭庁長官が指定する者及びこども家庭庁長官が指定する講習会(平成二十三年厚生労働省告示第三百十一号。以下「平成二十三年厚生労働省告示」という。)において指定する者とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(乳児院の長の資格等)</p> <p>第十五条 条例第二十九条第一項の規則で定める者は、<u>児童福祉施設最低基準</u>第二十二条の二等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会(平成二十三年厚生労働省告示第三百十一号。以下「平成二十三年厚生労働省告示」という。)において指定する者とする。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(児童自立支援施設の長の資格等)</p> <p>第八十条 条例第八十六条第一項第四号の規則で定める要件は、次に掲げる期間の合計が五年以上(こども家庭庁組織規則(令和五年内閣府令第三十八号)第十六条に規定する人材育成センターにおいて児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得するための講習の課程を修了した者にあつては、三年以上)であることとする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(児童自立支援施設の長の資格等)</p> <p>第八十条 条例第八十六条第一項第四号の規則で定める要件は、次に掲げる期間の合計が五年以上(厚生労働省組織規則(平成二十三年厚生労働省令第一号)第六百二十一条に規定する児童自立支援専門員養成所において児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得するための講習の課程を修了した者にあつては、三年以上)であることとする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>2 (略)</p>

(三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者)</p> <p>第三条 条例第六条第一項第二号の規則で定める者は、<u>障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの</u>(平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号)に定める者とする。</p> <p>2〜6 (略)</p>	<p>(従業者)</p> <p>第三条 条例第六条第一項第二号の規則で定める者は、<u>障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの</u>(平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号)に定める者とする。</p> <p>2〜6 (略)</p>
<p>(離島その他の地域)</p> <p>第五十九条 条例第八十条第五項の規則で定める地域</p>	<p>(離島その他の地域)</p> <p>第五十九条 条例第八十条第五項の規則で定める地域</p>

は、子ども家庭庁長官が定める離島その他の地域（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十二号）に定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものとする。

は、厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十二号）に定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものとする。

（三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第三条 三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三条 条例第五条第一項第六号の規則で定める者は、<u>障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として子ども家庭庁長官が定めるもの</u>（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）に定める者とする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>第三条 条例第五条第一項第六号の規則で定める者は、<u>障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの</u>（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）に定める者とする。</p> <p>2・3 （略）</p>

（三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第四条 三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（従業者）</p> <p>第三条 条例第六条第一項の規則で定める者は、<u>指定居宅介護の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等</u>（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）に定める者とする。</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>（従業者）</p> <p>第三条 条例第六条第一項の規則で定める者は、<u>指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの</u>（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）に定める者とする。</p> <p>2～5 （略）</p>
<p>（従業者）</p> <p>第二十五条 条例第三十二条第一項の規則で定める者は、<u>指定居宅介護の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等</u>に定める者とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（従業者）</p> <p>第二十五条 条例第三十二条第一項の規則で定める者は、<u>指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの</u>に定める者とする。</p> <p>2 （略）</p>
<p>3 条例第三十二条第二項の規則で定める地域は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に基づき厚生労働大臣又は子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める離島その他の地域</u>（平成十八年厚生労働省告示第五百四十号）に定めるものをいう。</p> <p>4 （略）</p>	<p>3 条例第三十二条第二項の規則で定める地域は、<u>厚生労働大臣が定める離島その他の地域</u>（平成十八年厚生労働省告示第五百四十号）に定めるものをいう。</p> <p>4 （略）</p>
<p>第六十八条 （略）</p> <p>2 条例第九十三条第二項の規則で定める者は、<u>指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの</u>（平成十八年厚生労働省告示第五百四十七号）に定める者とする。</p>	<p>第六十八条 （略）</p> <p>2 条例第九十三条第二項の規則で定める者は、<u>指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの</u>（平成十八年厚生労働省告示第五百四十七号）に定める者とする。</p>

（三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第五条 三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年三重県

規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(離島その他の地域)</p> <p>第十八条 条例第三十一条の規則で定める地域は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める離島その他の地域(平成十八年厚生労働省告示第五百四十号)に定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものとする。</p> <p>(離島その他の地域)</p> <p>第三十三条 条例第四十六条第一項の規則で定める地域は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める離島その他の地域に定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものとする。</p> <p>(規模に関する特例)</p> <p>第六十一条 (略)</p> <p>2 条例第七十一条第四項の規則で定める地域は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める離島その他の地域に定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものとする。</p>	<p>(離島その他の地域)</p> <p>第十八条 条例第三十一条の規則で定める地域は、厚生労働大臣が定める離島その他の地域(平成十八年厚生労働省告示第五百四十号)に定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものとする。</p> <p>(離島その他の地域)</p> <p>第三十三条 条例第四十六条第一項の規則で定める地域は、厚生労働大臣が定める離島その他の地域に定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものとする。</p> <p>(規模に関する特例)</p> <p>第六十一条 (略)</p> <p>2 条例第七十一条第四項の規則で定める地域は、厚生労働大臣が定める離島その他の地域に定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年六月三十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十九号

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

三重県営住宅条例施行規則(平成九年三重県規則第百二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第六条第二項に規定する特に居住の安定を図る必要がある者)</p> <p>第三条の三 条例第六条第二項に規定する規則で定める特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第</p>	<p>(条例第六条第二項に規定する特に居住の安定を図る必要がある者)</p> <p>第三条の三 条例第六条第二項に規定する規則で定める特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第</p>

<p>二条第一号に規定する障害者でその障害の程度がイ、ロ、ハ又は二に掲げる障害の種類に応じ、それぞれイ、ロ、ハ又は二に定める者</p> <p>イ、ハ (略)</p> <p>二 特殊の疾病による障害（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害をいう。次条において同じ。）</p> <p>同項の<b>主務大臣</b>が定める程度に相当する程度である者</p> <p>三十一 (略)</p>	<p>二条第一号に規定する障害者でその障害の程度がイ、ロ、ハ又は二に掲げる障害の種類に応じ、それぞれイ、ロ、ハ又は二に定める者</p> <p>イ、ハ (略)</p> <p>二 特殊の疾病による障害（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害をいう。次条において同じ。）</p> <p>同項の<b>厚生労働大臣</b>が定める程度に相当する程度である者</p> <p>三十一 (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**議 会 訓 令**

**三重県議会訓令第2号**

三重県議会議員の請負の状況の公表に関する規程を次のように定める。

令和5年6月30日

三重県議会議長 中 森 博 文

三重県議会議員の請負の状況の公表に関する規程

(目的)

第1条 この訓令は、三重県議会議員（以下「議員」という。）が三重県に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該年の6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号ニにおいて同じ。）における三重県に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

- (1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項
  - イ 請負の対象とする役務、物件等
  - ロ 契約締結日
  - ハ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
  - ニ 当該年の6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた額の総額

- (2) 前号ニの総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（前条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 議長は、前項の規定により保存されている報告及び訂正を閲覧に供するものとする。

(委任)

第5条 この訓令の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の規定は、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---